平成３０年（フ）第７７５号
大阪市西成区聖天下２丁目６番10号
債務者　黒木　正子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６号
熊本県玉名市岱明町西照寺694番地
債務者　田永　俊樹
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第７号
北海道小樽市緑２丁目７番２号　、前住所北海道小樽市色内１丁目３番19号　ハタコーポラス21号室
債務者　藏本久美子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１８号
北海道小樽市長橋１丁目６番12号　ハーバーライトⅡ105号室、前住所青森県平川市本町平野62番地３
債務者　丹代　博英
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２１号
北海道小樽市最上１丁目11番９号　シニアホームなぎさ207号室、前住所北海道小樽市色内１丁目12番18号　色内コーポ102号
債務者　関根　三郎
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２３号
北海道苫小牧市光洋町３丁目12番４―15号
債務者　中川裕美子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２４号
北海道苫小牧市木場町３丁目10番３号コーポポロネーズ204
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１１８号
仙台市青葉区中山１丁目24―13　フォレストハイツ202、住民票上の住所仙台市青葉区作並字新坂17番地の８
債務者　道宗　和子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
宮城県大崎市古川塚目字屋敷11番地５
債務者　氏家　誠次
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１号
秋田県山本郡三種町下岩川字小町15番地３
債務者　近藤　正輝
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第２号
茨城県日立市大久保町４丁目19番19号
債務者　山崎　一男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第１０号
茨城県日立市十王町友部2848番地１
債務者　山崎　ゆみ
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３８号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目22番17号　ツカハラハイツ105号室
債務者　今井　雄一
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
川崎市多摩区菅城下18番24号　204、前住所東京都大田区仲六郷４丁目10番11号　コウワマンション304
債務者　鈴木美香子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
川崎市中原区井田三舞町１番８号　バークレイコート　205
債務者　平山　貴士
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
富山市安養坊793番地２　朋友ハイツ408号
債務者　坂下　憲司
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
富山地方裁判所民事部